〃	第四十回	二十億円	百四円七十九銭	
〃	第四十五回	二億円	百四円二銭	
〃	第四十七回	一億円	百四円十五銭	
合計		千三百三億円		

○財務省告示第六十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第九回	四千六百四十二万円	四千六百三十二万百四十四円
〃	第十回	一億七千百七十万円	一億七千百二十六万二千二百三十六円
〃	第十一回	二億六千四百五十八万円	二億六千四百三万千九百十八円
〃	第十二回	一億千六百八十七万円	一億千六百六十四万六千五百十八円
〃	第十三回	九千二百三万円	九千百八十八万三千三百六十八円
〃	第十四回	一億九千七百十七万円	一億九千六百八十四万百十八円
〃	第十五回	七千三百十八万円	七千三百七万五千七十二円
〃	第十六回	一億七千六百六十九万円	一億七千六百四十五万六百九十六円
〃	第十七回	三億八千四百二十五万円	三億八千三百七十二万九千五百三十八円
〃	第十八回	一億九千三十八万円	一億九千十万六千九百六十二円
〃	第十九回	五億七千八百九十九万円	五億七千八百十五万九千六百六十円
〃	第二十回	六億千四百三十八万円	六億千三百五十四万七千八百二十四円
〃	第二十一回	一億五千三百十九万円	一億五千二百九十七万三百二十円

〃	第二十五回	二億円	百一円五十七銭	
〃	第二十六回	五十億円	百一円十八銭	
〃	第二十八回	一億円	百円二十五銭	
〃	第二十九回	十億円	百円十二銭	
〃	第三十回	六億円	百円十五銭	
〃	第三十回	五十億円	百円十七銭	
〃	第三十一回	五十億円	百円十九銭	
〃	第三十一回	一億円	九十九円九十銭	
〃	第三十一回	四十一億円	百円二十二銭	
〃	第三十一回	百億円	九十九円九十一銭	
〃	第三十一回	百億円	九十九円九十三銭	
〃	第三十一回	十億円	九十九円九十五銭	
〃	第三十一回	六十億円	九十九円九十六銭	
〃	第三十一回	十六億円	九十九円九十七銭	
〃	第三十三回	十億円	九十九円九十三銭	
〃	第三十三回	五十九億円	九十九円九十四銭	
〃	第三十四回	五十億円	九十九円九十五銭	
〃	第三十四回	三十三億円	九十九円九十七銭	
〃	第三十四回	三十億円	九十九円九十七銭	
〃	第三十六回	二百四十一億円	百円二銭	
〃	第三十七回	二億円	百一円三十二銭	
〃	第三十八回	五億円	百一円三十五銭	
〃	第三十八回	二十八億円	百二円四十八銭	
〃	第三十九回	二億円	百四円二十五銭	
〃	第三十九回	五十億円	百四円二十七銭	
〃	第三十九回	十一億円	百四円二十八銭	